

# 手配旅行取引条件説明書面(国内用)

この書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面、旅行業法第12条の5による契約書面)

## 1.手配旅行

- この旅行は、株式会社ホスピタリティエージェント（以下「当社」という。）が手配するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。当社がお客様の依頼により、お客様のために、代理、媒介または取次をすることになり、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」という。）の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」という。）を申し受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、この旅行条件書その他、当社旅行業約款（手配旅行契約の部）に拠ります。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了致します。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその業務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。  
※取扱料金については、別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。

## 2.旅行契約の申込み

- 必要事項をお申出の上、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申しいただきます。当社業務の都合上、専用の書面に必要事項を記載いただく場合がございます。
- 身体に傷害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、手配先の機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用請求があったときは当該費用をお客様の負担とします。

## 3.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合があるとき。
- お客様が、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- お客様が、当社に対して暴力的または不要な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為などを行ったとき。
- お客様が風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損または業務を妨害する行為などを行ったとき。

## 4.契約の成立時期

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、本項(1)にかかわらず、書面による特約（申込書内に記載）をもって、申込金の支払いを受けること（契約の締結を承諾）することがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付し申込書を受理したときに成立します。
- 申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

## 5.契約書面の交付

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

## 6.旅行代金のお支払と旅行代金の変更

- 旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいう。）は、当社が定める期日までにお支払い下さい。
- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

## 7.契約内容の変更

お客様が旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更の求めたときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、次の料金を申し受けます。

- すでに完了した手配を取り消すために運送・宿泊機関等に対して支払う取消料・違約料その他の手配変更に関する費用
- 上記変更に関する費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更手数料金

## 8.契約の解除

- お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。
  - お客様がすでに提供を受けた旅行サービスの費用
  - お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料として運送・宿泊機関に対して支払う費用
  - 当社所定の取消手数料金
  - 当社が得るはずであった取扱料金
- 当社が定める期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは次の料金をお支払いいただきます。
  - お客様がすでに提供を受けた旅行サービスの費用
  - お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料として運送・宿泊機関等に対して支払う費用
  - 当社所定の取消手数料金
  - 当社が得るはずであった取扱料金
- 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関等に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。

## 9.団体・グループ契約

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成者」という。）が、その責任ある代表者（以下「契約責任者」という。）を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- 当社は、契約責任者が構成者の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- 手配にあたり構成者情報が必要な場合、契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を提出しなければなりません。契約責任者は、構成者の個人データの取得・利用・提供について、構成者に同意を得るものとします。
- 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 当社は、契約責任者から構成者の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成者の変更によって生じる旅行費用の増減はお客様の負担とさせていただきます。

## 10.当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合には、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
  - 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
  - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離、またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤盗難

⑥運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等またはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

- 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の定めにかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

## 11.お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、お客様が当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様に損害を賠償していただきます。
- お客様は、当社と旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

## 12.個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に受けお客様の個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに、必要な範囲内、または当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。  
<http://www.hospitality-agent.co.jp>

## 13.約款準拠

本旅行条件説明書面に定めのない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。当社の旅行業約款とこの旅行条件書との間で齟齬が生じた場合は、当社旅行業約款の規定及び契約書面を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。当社旅行業約款は当社ホームページ <http://www.hospitality-agent.co.jp> からご覧いただけます。また運送・宿泊機関等が旅行中に旅行者に提供する旅行サービスについては、当該運送・宿泊機関等が定める条件によります。また当該運送・宿泊機関等が約款を定めているときは、当該約款が適用されます。

## 14.旅行条件の基準日

旅行条件及び旅行代金の基準日については、企画書面に明示した日となります。

《旅行企画・実施》

株式会社ホスピタリティエージェント

東京都知事登録第2種5802号

東京都千代田区神田錦町二丁目5番16号

総合旅行業務取扱管理者 内藤 晃一

※旅行業務取扱管理者は取引に関する責任者です。

この契約に関し担当者からの説明にて不明な点があれば、上記旅行業務取扱管理者にお尋ねください。